

○播磨町空家等対策協議会条例

平成29年 3月27日 条例第7号

改正

令和3年12月17日 条例第30号

令和4年9月2日 条例第18号

令和5年12月8日 条例第19号

播磨町空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、播磨町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(所掌事務)

第3条 協議会は、法第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の変更及び実施に関する協議を行う。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町長のほか、法第8条第2項に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月26日条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画審議会	会長	〃	9,000
	委員	〃	8,500
環境審議会	会長	〃	9,000
	委員	〃	8,500

」

を

「

都市計画審議会	会長	〃	9,000
	委員	〃	8,500
空家等対策協議会	会長	〃	9,000
	委員	〃	8,500
環境審議会	会長	〃	9,000
	委員	〃	8,500

」

に改める。

附 則（令和3年12月17日条例第30号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月2日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月8日条例第19号）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。